

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

7 第一〇二回国会における労働関係法案

2 職業訓練法の改正

改正に至る経過

職業訓練法は旧法を廃止して、一九六九年制定され、その後、七八年の一部改正などがあったが、最近の技術革新、高齢化、産業構造の変化などの環境変化があり、また、中小企業における企業内教育訓練の不備や公共職業訓練における能力開発ニーズへの対応の不十分性が指摘され、法改正が日程にのぼることとなった。

八二年七月 臨調第三次答申で、地方公務員にたいする人件費補助を原則として一般財源措置に移行すべき旨指摘があった。このため法改正で、補助方式を改める必要が生じた。  
八四年七月一日 労働省職業訓練局が「職業能力開発局」に改められた。

八四年六月二八日「公共職業訓練のあり方等研究会」(座長・舟橋尚道法政大学教授)報告書。  
公共職業訓練が地域における労働者の職業能力開発システムの中心的地位を占めるようにする必要があったとした。

八四年十一月二日 企業内教育研究会の「学習企業」に関する報告(別項)。  
八五年一月一〇日 右の二報告および、中央職業訓練審議会総括部会の検討経過をふまえ、労働省は、職業訓練法の一部改正法案要綱を同審議会に諮問。  
一月二四日 審議会は、要綱はおおむね妥当と答申。  
二月一三日 政府案閣議決定。  
二月一三日 国会に提出。  
四月二日 衆議院可決。  
五月一〇日 参議院可決成立。

六月八日 公布。補助方式の部分は直ちに、その他は一〇月一日施行。

法案の内容

第一〇二回国会で、政府提出の職業訓練法の一部改正法案が成立し、法律の名称も「職業能力開発促進法」となった。名称の変更は直接的には従来より広い職業能力の開発向上をはかることを示すとともに、有給教育訓練休暇にかんする規定などが加わったことによるものであるが、このことは、目的や基本理念の変更をふくめた大幅改正であることを示している。法案の提案理由によれば、(1)技術革新、高齢化社会の到来、その他最近の経済社会情勢の変化に対応する必要から、(2)事業主が、その雇用する労働者の職業能力の開発・向上を計画的におこなうことを奨励し、(3)公共職業訓練施設の運営が円滑・効果的におこなわれるようにすることによって、(4)労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発および向上ができるような制度を確立することにある。この法案の内容的特徴は、職業訓練を労働者の自発的努力を助長するものとして位置づけ、企業内職業訓

練を従来以上に重視し、事業主に計画的努力を促していること、公共職業訓練について、委託訓練制度の積極的利用や訓練基準の弾力化をはかっていること、都道府県の自主性を尊重していることなどである。最後の点は臨調の報告の反映でもある。このように、職業訓練制度の抜本的改革をめざす法改正であったが、立案、審議は、行政主導のもとに波乱なく進化した。

【「職業訓練法の一部を改正する法律案」提案理由説明(一部)】

第一に、職業能力開発を促進するという今回の改正の趣旨に合わせて、法律の名称を「職業訓練法」から「職業能力開発促進法」に改めることといたしております。

また、職業能力開発の促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるものとして明確にするとともに、職業訓練は訓練を受ける労働者の自発的な努力を助長するように配慮して行われるものとしたしております。

さらに、国及び都道府県の責務について、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、事業主の講ずる措置の奨励に努めなければならないものとしたしております。

第二に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業能力開発促進の措置について、多様な方法により職業訓練を実施するほか、必要に応じ、他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を受けさせること又は有給教育訓練休暇の付与その他必要な援助を行うこと等の措置を講ずることにより、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することとしたしております。

また、事業主はこのような措置に関する計画を作成するように努めなければならないものとするとともに、計画の作成、実施及びこれらの措置に関する相談、指導等の業務を担当する職業能力開発推進者の制度を新たに設け、事業内において職業能力開発を促進する体制を整備いたしております。

さらに、国及び都道府県が事業主等に対して行う援助の措置についても、職業能力開発推進者に対する講習の実施、情報、資料の提供、相談等を適切かつ効果的に行うために必要な施設の設置などについての規定を設け、その充実を図ることといたしております。

第三に、公共職業訓練施設について、委託訓練制度の積極的活用を図るとともに、訓練基準の弾力化を図るよう改正し、また、職業訓練指導員についても、有能な人材を登用できるよう規定を整備し、より円滑かつ効果的な運営を図ることといたしております。

第四に、都道府県立職業訓練施設の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めることとしております。これは、先の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、これらの施設が地域の実情に応じて一層自主的かつ弾力的に運営されるようその機能の強化を図るためのものであります。

その他、「職業訓練計画」及び「職業訓練審議会」の名称の変更等所要の規定の整備を図るとともに、この法律の施行を一部の規定を除き、昭和六十年十月一日からといたしております。

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---